

最初に、議席7番、関稔君。

〔7番 関 稔君登壇〕

○7番（関 稔君） 皆さん、おはようございます。そして、傍聴の皆様さん、本日は早朝より大勢の方々にご出席を賜りまして、まことにご苦労さまでございます。私、議席番号7番の関稔でございます。議長のお許しを得まして、3項目についてお伺いいたします。なお、質問に関しましては、明瞭に行いたいと思いますので、町長を初め担当部課長におかれましては、正確並びに誠実に答弁くださるようお願い申し上げます。

また、第1回目の予算特別委員会では、微力な私を委員長に指名推選させていただき、そして全議案可決していただき、まことにありがとうございました。

それでは、第1項目のポジティブリスト制度の施行について、特にこの制度の導入に伴う当町の指導及び今後の取り組みについてお伺いいたします。このポジティブリスト制度は、食品衛生法の一部を改正する法律として平成15年5月に成立されました。そして、公布の日から3年以内に施行する必要があるため、去る5月29日に施行され、早いもので2週間が経過いたしました。なお、6月8日には、施行後初の違反とし、中国産エンドウから残留農薬が検出され、基準の6倍ほどの残留農薬が検出され、回収及び販売禁止が命じられました。参考に、輸入数量でございますけれども、32.4トンが輸入されております。そして、販売数量につきましては、6.6トンが販売されたと。その残留農薬の品名は、フルシラゾール0.06ppmが検出されております。その残留基準としましては、この農薬は0.01ppmでございます。ちなみに0.01ppmというのは、長さで計算しますと、東京から九州まで1,000キロぐらいだそうです。その1センチが0.01ppmということでございますので、皆さんご想像に任せたいと思います。また、このスナックエンドウを食べても直ちに健康に影響はないとされておりますが、我が町におかれましては、農業は大事な産業の一つでもあります。特に茨城は農業県として全国第3位であります。そして、茨城の県西というなれば、野菜の一大産地として名が通じております。ちなみに、境町でも茨城のブランドとしてレタス、トマト、ホウレンソウ、ネギなど、また工芸作物としてお茶、そしてスイレン等も有名かと思われまします。このようなすばらしい農業産地でありますから、ここから残留農薬が検出されないように徹底した行政指導及び今後の取り組み等をお伺いしたいと思います。なお、参考にMPP剤なのでございますけれども、レタス、ホウレンソウ、ネギ、お茶、麦等は0.01ppmでございます。また、トマトにつきましては5ppm、それから水稻におかれましては0.05ppmが基準設定ということにされております。

また、当町におかれましては、町の広報紙や農業団体等が研修会を開催し、多くの関係者に理解を得ているようでございますけれども、まだ理解に不十分な方もいるかと思っておりますので、きょうお伺いしたところでございます。なお、時間の関係もございまして、私の考えとしまして何点か申し上げたいと思います。

まず一つにつきましては、散布農薬におけるドリフト低減型ノズルへの変更、これの助成に取り組んではどうかなと思うわけでございます。特に果樹関係につきましては、スピードスプレーヤー、また野菜につきましてはブームスプレーヤー等がありますので、このブームスプレーヤーにつきましては、1台に50個のノズルがついております。1個2,000円ちょっとしますので、10

万からするのではないかなということをございます。そういうことでの助成金はとういうふうに町として考えるのか。

2点目としまして、ドリフト見舞金制度の加入とういうのが、とういうのも今回、最近各方面から出ております。全農が中心になりまして、一つのJAで1,000万程度が限度とういうふうなことで、とういう制度もつくられたとういうことをございます。特に野菜、また果樹が中心かと思われます。

それから、三つ目としまして、品目別、作型別の団地化の推進を図ってはとういかなと思われますので、その点もお願いできればと思ひます。

それから、四つ目としましては、残留農薬の検査費用、これにつきましてつくばの方で今やっておりますけれども、1品目の検査費用が約3万程度かかっております。きょうの農業新聞等におきましては、兵庫県で、これが県とJAが一応予算化されて、発足したとういうようなことをございます。行政の方でもひとつこれも取り組んではとういかなと思ひわけをございます。

それから、航空防除とういうことで、これは中止されておりますが、全国的に中止の方向に向ひております。先ほど言ひましたMPP剤、これはバイジットとういうようなことでありますので、航空防除でやりますと葉物野菜等にもかかるととういうようなことがありまして、各方面では中止の状況になつてゐるととういうことをございますので、とういう点についてどう町として考えてゐるのか。また、航空防除をしないためには、育苗箱の防除制度も今回取り入れておりますけれども、やはり米の等級比率から見ますと、大分等級別には1等級が、例えば航空防除を実施したところについては90%からいつておりますけれども、実施されてゐない区域につきましては60%弱とういうようなことで、大分米の品質も低下してゐるととういうようなことも聞いておりますので、その点についてもお伺ひしたいと思ひます。

それから次に、第2項目の圏央道の開通に伴うインター付近の都市計画についてであります。特に圏央道インター付近及び国道354号線のバイパス付近の今後の計画について、どのような構想を持つてゐるのか、お伺ひいたします。既に皆様方もご承知のとおり、圏央道については一昨年より用地買収に入り、順次交渉が進み、計画どおりの進みぐあいあります。また、354バイパスにおかれましても、一部買収も進み、計画どおりの進みぐあいであると聞いております。そして、平成24年には、境インターまでの開通の見通しも聞いております。このような状況下において、この付近の土地利用構想については、境町都市計画プランの中の土地利用方針の基本的な方針として、豊かな自然と調和した活力のある土地利用の実現を目指すとういうふうなことも書いてあります。また、安心、安全、安定のまちづくりを目途に土地利用の現実を図つていく。そして、町の発展を支える四つの軸、九つの拠点づくりを進めていく。そして、町の発展の支えの軸として、骨格軸や都市軸があり、町の発展のかなめでもある。また、この町にふさわしい景観づくりをあわせて推進しては。このようなプランにおいて、今後どのように進めていくのか、できれば具体的にお伺ひをしたいと思ひます。

次に、3項目めの町道1-2号線の全線開通について。町立おおぞら保育園の隣の交差点の開通、全線開通をございます。この全線開通の今後の対応策についてお聞きいたします。ご存じのように、この道路は近くに保育園、老人ホーム、シンパシーホール、環境センター、中学校、病院等があり、大変朝夕の混雑するところであるかと思ひます。見方によっては大変目立つところ

でもあります。このような環境の場所のため、一日も早く開通されることをお願いしたいと思います。そして、今までの交渉経過及び今後の対応策についてお伺いをしたいと思います。よろしくご回答のほどお願いしたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（齊藤政一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長，野村康雄君。

〔町長 野村康雄君登壇〕

○町長（野村康雄君） 皆さん、おはようございます。昨日に引き続いての一般質問でございますが、ただいまの関議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

3項目にわたりまして出ておりますが、まずポジティブリストの導入についてということで、ただいま細かく提案等もいただきました。1番の散布ノズルの助成から5番の航空防除までであります。私の直接タッチしているところだと、5番の航空防除であります。先般会議が行われまして、ことしからは航空防除を中止するという方向で決定をさせていただきました。そのかわりに町では、ちょっと予算オーバーになるのですけれども、今までよりも。育苗の際の消毒薬の補助という形で、やはり少しでも被害が出ないように補助をしてみたいと、このように考えております。会議の中でもいろんな話が出たのですけれども、最終的には航空散布をやることだけでも多分イメージダウンにつながって、万一それが野菜等にかかった場合は、境の農業全体が大打撃を受けるであろうということで中止に踏み切ったところでございます。米が、確かに1等米が、既に五霞とか古河あるいは坂東市、猿島町も、旧猿島も昨年からは中止になっております。そういう中では、カメムシ等の発生で1等の比率が、おっしゃるとおり94%ぐらいから60%ぐらいまで落ちているという、そういう話も現実の問題として起きておりますが、それよりもまず農業のイメージダウンの方がはるかにリスクは大きいのではないかとということで、先般の会議で空中散布は中止ということになりましたので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

その他の項目につきましては、担当部長を初め今後検討課題として直接部長よりお答えをさせていただきますと存じます。また、野菜につきましては、確かに農業が境町は重点産業の一つと、もうはっきり位置づけをさせていただいております。そういう中で、先般も茨城県の方に、知事を初め各担当部課あるいは広報室等に農協の木村理事長、さらには野菜部会の役員の方と私と一緒にPRに行っていました。これはトマトとネギとカリフラワーを全部の課に配付をして試食をしていただいて、ぜひPRをしていただきたいということで、茨城新聞では写真入りで大きく取り上げられていただいております。できるだけやはり農業を重点産業として私どもも力を入れてみたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

なお、詳細につきましては、後ほど部長からお答えをさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2番目の圏央道に伴うインター付近の開発ということでございますけれども、今圏央道につきましては、塚崎地区が90%を超えた大体買収が済んでいると思っております。長井戸から今度は山崎まで今買収をしているところであります。国の方針では平成24年度、これを全線開通という目標を掲げて今入っているところであります。北首都国道事務所、あるいは先般も陳情に行ったので

すけれども、境町としては何よりも最重点に利根川に橋をつくっていただきたいと。橋がかからない限り、幾ら圏央道ができるのですよといってもなかなか理解ができないということで、とりあえずは境の要望としては橋をかけていただくこと、これを最重点としてお願いをしてみました。国の方では、19年度から橋の予算化をするということを知っていました。ただ県の方がどうかという話で、県の負担金もありますので、茨城県の方へも働きかけてくださいという話を聞いたところでありすけれども、県の方へもこの間行ったときに、知事にも直接話してみました。ぜひ橋を優先してほしいと、境の場合は。買収はの中でやっていく中でできると思いますので、橋は早くても3年から4年、工事着工してからかかりますので、まず橋がかかれば圏央道もできるのだという見通しと、24年までに本当に完成するかというのは、やっぱり橋ができることが第一課題だと思っておりますので、今後とも県や国に陳情していきたいと、このように思っております。

354のバイパスも山崎から結城街道までは本年度買収に入っております。これは説明会終わりましたして買収に入ったものと思っておりますが、そういうことでございますので、先般もお話をしましたけれども、インターチェンジ付近の開発というのは、将来の境町にとってやはり最も大切な重点の課題の一つであろうと私もそのように考えております。ご存じのとおり、第4次総合計画あるいは都市計画マスタープランでもそれらの位置づけをさせていただいております。特に首都圏50キロ以内という大消費東京に直結する境町でありますので、近い将来、広域自動車交通の利便性の飛躍的な向上による地域振興へのインパクトというのは大いに期待されると考えておりますので、それらを踏まえて都市構想あるいは地域の計画的な、いわゆる都市づくり、これらを進めるべく今準備をさせていただいております。実は先般、これ無料のことでコンサルタントさん、サービスでやってくださいということで簡単な図面の構成を書いていただきました。それまだ二、三日前にできてきたばかりなのですけれども、それらを参考にして、今後十分協議をしながら位置づけをして、一日も早く都市計画の見直しというのを進めていく中でやってまいりたいと、このように考えておりますので、議員各位にもぜひご理解とご協力をお願いしたいと思います。

3点目の町道1-2号線ですが、これは地権者、当の持ち主が既に亡くなっておりまして、相続人が3人いらっしゃいます。あの道路工事やったときからもう何回も交渉を重ねて、東京の方なのですが、お伺いをしているのですが、なかなか二転三転しまして、その都度お話が、3人相続人がいるのですが、3人とも話がばらばらになってしまうわけなのです。代替地がいいということで、ではここでどうだということで見せてみましたら、1度はいいということになったのが、その次に行くと、いやだめだということで、もう再三代替地を示したり金額等も提示させていただいているのですが、3名の方の意見がぴったり一致しないと難しいという状況もありまして、今もどうしても今度は病院の近くでバス停のあるところというふうな要望がまた来ておりますので、1カ所今提示をさせていただいております。その件につきましても、関係部長より詳しく説明をさせていただきますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（齊藤政一君） 次に、産業建設部長。

〔産業建設部長 齊藤時雄君登壇〕

○産業建設部長（斉藤時雄君） おはようございます。それでは、先ほど圏央道につきましては町長の方からお答え申し上げましたので、私の方からポジティブリスト制の実施と、それと1－2号線の開通見通しについてお答えさせていただきます。

まず最初に、ポジティブリストの施行につきましては、この制度の導入に伴う町の指導及び今後の取り組みについてというご質問でございます。この食品衛生法の一部が今回改正されたわけなのですけれども、いわゆる残留農薬基準の規制強化による制度でございます。本年5月29日から施行されました。先ほど議員の方からいろいろな説明をいただいて、私より詳しいのでなかなか難しいところなのですけれども、この制度につきましては、農薬の残留基準が、食品衛生法によって各農作物ごとに定めております農薬基準を超えた場合、地域農産物の流通、販売が禁止されるということでございます。これは、平成15年9月だと思えるのですけれども、農林水産省の方の無登録農薬の使用禁止という規制がなされました。その中で今回該当するのは、関係のない作物に農薬が飛散した場合は、これは0.01ppmの範囲の中で販売が禁止されると。この販売につきましても、境町ではなく、やはり茨城むつみ管内の販売禁止という厳しい規制もなされるような状況でございます。その無登録農薬でなければ、適正な農薬ですね、要するに指定されました農薬がこの0.01ppm以上あっても、それについては規制は余りなされない。先ほど副議長からありましたように、水稻については0.05という基準がありますので、ですから農家の方々にはきちっとした農薬の適正指導ということが必要ではないかと考えるわけでございます。町では、やはり農協など関係機関と連携をしまして、ポジティブリスト制が施行されるに伴い、農協野菜部会、町認定農業者連絡協議会、町生産組織運営協議会、米の生産調整説明会等において農薬の適正使用基準を遵守することはもちろんですが、対象作物以外に農薬が飛散しないように説明を行ってきたところでございます。さらに、町の広報紙に掲載をいたしまして、周知を図っているところでございますが、現在県自体がこの対応について苦慮しているところでございますので、今後県の指導を仰ぎながら、農協、普及センターなど関係機関との連携を密にしまして、各団体の会議を初め広報紙を活用した中で農家の皆様方に対し、なお一層の周知徹底を図っていきたいと思います。特に、農協、むつみの営農指導にもご協力をいただきまして、今後進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、町道1－2号線の開通見通しについてのご質問でございますが、町道……失礼しました。先ほどのノズル等の補助事業についてのご質問でございますが、先ほど申し上げましたように、この品目的の団地化とか、そういうものにつきましても県の対応、県の指導を仰ぎながら、今後町でも取り入れられるものについては検討してまいりたいと思っておりますので、あわせてご理解のほどお願い申し上げます。

続きまして、町道1－2号線の開通見通しについてのご質問でございますが、先ほど町長の方からもお答えがありましたように、なかなか地権者との理解が得られないという状況がございます。町道1－2号線につきましては、平成5年度より国の事業認可を受け、平成10年度から工事に着工しております。平成15年に一部を残し完了しておりますが、未買収、先ほども申しました未買収があるため、地権者の方に数回にわたり用地交渉を重ねているところでございます。今未買収の用地につきましては7件ございます。特に大きいのが、先ほどの幼稚園のわきにあります

東京の方の所有なのですけれども、この方については、先ほど町長からもありましたように、4力所代替地を提示しております。それにつきましても、やはり一部については陽光台のところも提示したわけなのですけれども、こんなところは持つてくるのではない。先ほど言いましたように、スーパーがあってバス停があって、それで住みよくなっては、こんなところには見向きもしない。それから、南向きの場所でないとだめだと。うちの職員も行きまして再三断られています。用件についてはファクスで送れと。そうすると、ファクスで送りますと、こんな黒くてわかるわけないのだから、こんな見られないとか、いろいろ条件に合わないのが今の現状でございます。それで特に買取単価、それと本人の希望に添えないのが今町として現在に至っております。工事計画以来、交差点地先の地権者には、再三にわたって交渉しているわけでございます。その中でも返答がない状況で、今町民の皆様方に開通できないで不便をおかけしているところでございます。今後地権者の方にご理解をいただく中で、早急に全線開通を目指して鋭意努力したいと思っております。もう一人福岡の方もいらっしゃるんですけども、この人についても坪単価57万という坪単価出されておりますので、町としてはその大体七、八万の買取単価になっておりますので、この値段では到底買取できないかと思うのですけれども、職員も今後もこの開通、全線開通に對しまして鋭意努力してまいりたいと思っておりますので、議員各位のご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（齊藤政一君） ただいまの答弁に対し再質問ありますか。

7番、関稔君。

○7番（関 稔君） まず、第1項目めのポジティブリスト関係でございますが、先ほど言いましたようにノズルの助成制度ということで、これについて役場が補助するのではなくても、県に補助するような働きかけですか、をひとつお願いできればなと思うわけでございます。

それから、やはり作物別の団地化というようなことで、これらも前回、一昨年になるかと思えますけれども、農業公社の設立というようなことも私は話しております。すぐつくってもらいたいということではなくて、3年ぐらいの間にひとつ検討願いたいということで話した経過もございますので、ひとつその辺もどのような考え持っているのか、ひとつお願いできればなと思うわけでございます。

それから、ドリフト制度の見舞金ということで、これにおきましても、やはり行政が中心になって上部団体と県の方にも申請するような働きかけをひとつしてもらいたいと思うわけでございます。あくまでも境の町が負担するというようなこともあるかと思えますけれども、やはり行政が先頭に立ってこの産地を維持するというような意味を持ちまして、県の方に働きかけをお願いできればなと思うわけでございます。

それから、2項目めのインター付近の具体的にお聞かせ願いたいというふうなことで話しましたけれども、ちょっとまだ具体的にあれかなという感じがしておりますので、もう少し詳しくお願いできればなと思うわけでございます。

そして、あわせてインター付近の都市計画、それとまたそこに結城・野田線も通っておりますので、その点もどういうふうな整備していくのか。特にインター付近におきましては、むつみの

予冷庫ですか、予冷庫を12億ぐらいでやるとかという話も聞いております。そういうバランス的な面もあるかと思っておりますので、それらを含めましてひとつお願いできればと思うわけでございます。

そして、橋がかかるのは三、四年かかるというようなことでございますので、それを本当に至急にやっていくような、陳情というような形で至急にやっていただければと思うわけでございます。

それから、3項目めの1-2号線でございますけれども、大分交渉しているというのがわかったわけでございますけれども、あと何年後に開通するめどをつけたいのか。もしできなければ土地収用法というのもあるというような話も聞いておりますので、その辺も踏まえましてひとつお願いできればと思います。

以上です。

○議長（齊藤政一君） ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 関議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

1番の助成の問題等につきましては、産業部長よりお答えさせますが、今後やはり野菜部会の方とか認定農業者の方あるいは米麦部会の方、そして農協、それらと一緒に話し合いながらやっぱり推進していきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、農地の団地化、農業法人化、これは私、米麦部会とか農協でもいつもお話をしているのですが、やはり将来的には米の生産は集落営農でやるか農業法人化するか、恐らくこの二つしかないのではないかという提案をいつもさせていただいております。農協さんにもぜひそれに向けて取り組んでいただきたいというお話をしているのですけれども、農協さんでも今度は営農指導員を強化して、そういう営農指導に力を入れていくということやっていただいておりますので、これらも私ども農政課と一緒に相談しながら進めていきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

インター周辺の詳しくということでございますが、これまだ正式に依頼もしていませんし、とりあえず知り合いのコンサルにちょっと図面を引いてみてくれないかと、そういう中で今後細かく協議していく中で進めたいと思っております。むつみの予冷庫につきましては、ちょうど今の建物の裏側へできるようですので、インターにもかかりませんし、開発地域の中でやっていくと一番いい場所になるのでしょうか。そういうものも含めて今後いろんなところで検討を重ねていきたいと。ここがまだ、例えば流通用地にするとか、ここは住宅地域にするとか、そこまでの話はまだ進んでいません。それらを含めて、とりあえずは何もないと、たたき台がないとできないものですから、簡単な図面だけつくっていただいておりますので、それらを今度煮詰めながら、ひとつ今後インターの開通に向けてというよりは開通前にできれば、流通業等が誘致できるような、そういうことができないかということで、今後とりあえず県のこれ許可が要るものですから、県の方とまず話を煮詰めていく中で今後図面を引いていきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをしたいと存じます。

それと、1-2号線ですが、これは土地収用法ということはありますけれども、市町村が土地

収用法をかけたという例が、なかなか例がありません。ご存じのとおり八王子でしたでしょうか、圏央道で東京都が土地収用法でやりましたけれども、あれは交渉して交渉して、大体10年は最低かかるのですね、収用法かけるまでには。簡単にかけたら裁判で必ず負けてしまいます。今のようには代替地がいいところがあればいいよと相手が言っているわけですから、そういうものの交渉をしている間に土地収用法というのはまずかけることは、私は法的に不可能だと思っていますし、もしかけて強制的にやったら、恐らく裁判したら負けてしまうのではないかと思いますので、それらのことももうちょっと研究をしながら、収用法ということは頭に入れながら、今度交渉でどうしても行き詰まったら、そういうことも考えていますよということだけは言っておきたいという指示は出しております。だからといってすぐに収用法かけられるかということ、これは法的に難しい問題もありますので、その辺も住民の皆さんにご不便はおかけしておりますけれども、やはり個人の権利あるいは個人の土地というものを踏まえすと難しい問題もありますのでご理解をいただきますよう、議員さんからも住民の皆さんにご説明をいただけたらと、このように思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと存じます。後は部長の方から。

○議長（齊藤政一君） 次に、産業建設部長。

○産業建設部長（齊藤時雄君） お答え申し上げます。

先ほど圏央道の中で、橋の4年ぐらいかかるという話の中で、早く陳情してもらいたいというお話がありましたが、これにつきましては今年も北首都国道事務所の方にお伺い、町長と五霞の町長さんでお伺いしまして、要望、そして陳情を行っております。これは圏央道につきましては、今までは北首都でなく常総国道工事事務所の方にお願いに上がっていたのですけれども、今回坂東市は常総国道工事事務所に陳情、そして関係ある境町と五霞につきましては北首都国道事務所の方に要望しまして、特に町長の方から、橋は形だけでも早く進めてもらいたいと十分所長さんにお願ひしたところでございます。買収も進んでいますので、来年度橋の工事予算がつくという話でございますので、早急に開通するのではないかと考えております。よろしくお願い申し上げます。

また、ポジティブリストの件なのですけれども、散布用のノズルの補助、それからドリフト見舞金、残留検査、このようなものにつきましては、今国の方ではこういうものを打ち出してございますが、なかなか県の方の対応がまだ進んでいない状況でございます。やはり町でも、先ほど町でやるのではなく県の事業としてということでございますので、やはり財政厳しき折でございますので、やはり県が対応していただくものについては、県に強く要望した中で行っていきたいと思います。

それから、品目の団地化でございますが、現在農政の施策として品目横断安定対策ということで行っておりますので、これ4町以上の作付をすれば、転作の方でも補助事業を出している中でございます。こういうものを転作が今後どのように変わるかはわかりませんが、やはり農村地区であります境町につきましては、こういうものを大いに利用した中、担い手の育成等に努めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤政一君） ただいまの答弁に対し再々質問ありますか。

7番、関稔君。

○7番（関 稔君） 部長にお願いをしたいと思います。

第1番目の農薬の残留の検査の費用なのでございますけれども、これについては特に銘柄品ということで境の方も4種類ぐらいあるかと思えます。この銘柄についての特に検査費用ということで、県に要望しまして、ひとつ銘柄の方からでも検査費用ということでもらってはどうかと、申請を願えればなと思うわけでございます。特にレタスに関しましては、年2回の作物ということでございますので、これは県に要望すべきではないかなと思うわけでございます。

それと、インター付近ですか、これにつきましては、ひとつそういうことでお願いになってしまふのですが、県また国との連絡を密にしまして、ひとつできるだけ早く開通するようにお願いできればなと思っております。

それから、3番目のやはり町道の1-2号線につきましても、ひとつそういうことで今後交渉を続けてもらって、一日も早くあそこが開通できるように、それでないとなんにもない境町かなという感じもしますので、特に衛生処理ですか、関係で大分ほかの地域からも来ておりますので、ほかの地域のモデルになるようにひとつお願いできればと思っております。そういうことでお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（齊藤政一君） ただいまの再々質問に対し答弁を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（齊藤時雄君） 要望ということでお答え申し上げます。

圏央道につきましても、早期開通ということが、これが国民全体の要望でございますので、これからも1度でなく2度、3度と事務局なりでも要望を重ねて、早期完成をお願いしてまいりたいと思っております。

先ほどの事業につきましても、農作物のレタス、ホウレンソウ、トマト、これは銘柄指定になってございます。それとネギにつきましては、銘柄推進産地ということで、この4品目については町としても推進するべきところでございます。特に今回カリフラワー等の出荷量も増収しておりますので、今後もやはり境町で根付いている野菜等につきまして、先ほどの飛散防止のためのノズル等の対策につきましても県に強く要望してまいりたいと思えますので、ご協力のほどお願いしたいと思えます。

また、1-2号線につきましても、これからも直接本人と会う機会をとりまして、早急に開通できるよう、皆様方の要望におこたえできるよう努めてまいりたいと思えますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（齊藤政一君） これで関稔君の一般質問を終わります。